

## 令和2年第5回教育委員会会議議事録

### 1 開催日時

令和2年4月24日(金) 午後3時00分～午後3時45分

### 2 開催場所

教育委員会会議室

### 3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	山端 広和
	学校教育課長	宮田 哲
	生涯学習課長	石田 晋一
	図書館長	武田 健吾
	給食センター所長	鯨岡 健
	総務係長	山田 慎一
	学校教育係長	酒井 貴範

### 4 議 事

承認第7号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について)

議案第35号 幕別町学校運営協議会委員の任命について

議案第36号 幕別町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第37号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 5 議事概要 次のとおり

**菅野教育長** ただ今から、第5回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、3番國安委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第4回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、第4回教育委員会会議録を承認いたしました。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

**教育部長（山端 広和）** 新型コロナウイルス感染症に係る動きにつきまして、ご報告いたします。

お手元に配付しております、事務報告資料をご覧ください。

これは、4月1日以降の学校関係を中心とした主な動きをまとめたものであります。

4月6日は、学校再開後の分散登校について、道教委から通知がありました。新年度から通常どおり学校が再開される予定の中で、今後、感染拡大防止のため分散登校となった場合の留意事項をまとめた通知で、分散登校となった場合は、1教室で20名を限度とすること、1日おきの登校や小学1年生が毎日登校できるように工夫するなど、事前に準備をするようにという内容であります。

7日には、「学校再開に伴う部活動の実施について」の通知が入り、道教委では、大会の自粛又は延期を各競技団体に求めているという内容と、部活動の実施に当たっての、競技ごとの留意事項が示されたところであります。

また、この日は、東京都をはじめとする7都府県に緊急事態宣言が発令されました。

7日から10日にかけては、町内各小中学校で入学式や始業式が行われましたが、入学式は、卒業式同様、在校生を含めず実施したり、時間短縮をするなど、また、始業式はクラス単位で実施する等、感染防止に努め実施したところであります。

12日には、札幌市を中心に道内で連続5日間、二桁の感染者が発生したことから、道と札幌市が緊急共同宣言を発し、札幌市内や近郊の小中学校等を14日から5月6日まで臨時休校とすることを決定しました。

14日には、道教委から学校行事の取扱いのについての通知が入り、運動会や体育祭などの体育行事、宿泊を伴う修学旅行や宿泊研修、学校祭などの文化行事について当面の間、見合わせるよう要請があったところです。

十勝管内では、当面の間の期限については、足並みをそろえ、夏季休業終了までの間、見合わせることにしたところであります。

16日には、北海道を含めた13都道府県が特定警戒都道府県に指定され、鈴木北海道知事が記者会見で、4月20日から5月6日までの間、道内の小中学校等を一斉臨時休業とするよう道教委に要請し、翌17日には、全道の市町村教育委員会の教育長を対象としたテレビ会議が開催され、道教委では、この要請を受けることとした旨の説明があり、本町においても同日、各小中学校に対し、一斉臨時休業についての通知を発出いたしました。

発出した通知については、事務報告資料1をご覧ください。

今申し上げたとおり、4月20日から5月6日まで臨時休業とすることに併せて、休業期間中における児童生徒の健康管理の徹底や家庭訪問の実施等についてお願いしたところです。

はじめの事務報告資料にお戻りください。

同じく17日には、第8回幕別町コロナウイルス感染症対策本部が開催され、公共施設の開閉所の取扱いにあわせて、幼稚園についても協議がなされ、保育所同様、家庭内での保育が困難な世帯もあることから、対象者を限定した上で開園とすることで決定したところであります。

公共施設については、事務報告資料2をご覧ください。

一部の施設を除き、5月6日まで閉所又は閉館することとされたところで、図書館や生涯学習課所管の屋外施設も同様となっております。

なお、翌18日までにホームページでお知らせするとともに利用団体へ直接文書を発送する、あるいは、電話で連絡するなど周知するとともに、施設ごとに周知文書を掲示するなど対応したところであります。

次に、事務報告資料3をご覧ください。

この通知文書は、臨時休業期間中の登校日の設定と学校再開後の対応について、各小中学校長あてに通知したのですが、20日に道教委から対応が示されたため、翌21日に発出しております。

道教委では、4月27日から5月1日までの間において、分散登校を行うことも可としており、実施するかしないかは、市町村教育委員会に委ねられておりましたが、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握等を行うことを目的としていたことから、これらについては、家庭訪問等により対応ができるものと考え、本町においてはこの間の登校日の設定は行わないことといたしました。

また、学校再開後の5月7日及び8日については、道教委から示されたとおり、分散登校を実施することとしております。

次に、事務報告資料4をご覧ください。

この資料は、20日に鈴木北海道知事が発表した緊急事態措置をまとめたもので、道内全域を対象としているもので、黒い網掛けの下から2段目に施設の使用停止、催し物の開催停止の要請となっております。

次のページをご覧ください。このページから休止を要請する施設や次のページの上段は休業要請を行わない施設などの概要が記載されております。

事務報告資料5をご覧ください。

ここで、さきほどの施設を細かく示した一覧が示されております。

例えば、左側のカテゴリーのうち、運動・遊戯施設で、中ほどになりますが、陸上競技場や野球場などは、屋内部分や観客席部分を除き休業要請の対象外となっております。

本町では、道が緊急事態措置を発表する3日前の17日の対策本部において、陸上競技場や野球場などの屋外施設を閉めることで決定していますが、すでに宣言されていた7都府県内の多くの自治体が屋外施設を使用中止にしていることから、こうした措置を参考に使用停止といたしました。

連休中にも国が非常事態宣言を解除するのかどうかの判断をしたいと思います。本町においても、国や道の動きを注視しながら、対策本部の中で、今後、施設等の利用をどうするのか検討していく予定となっております。

以上で事務報告を終わらせていただきます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。事務報告について、何か質疑等ございませんか。

**小尾委員** 学校の休校、町内施設の使用禁止の措置を取っていると思うのですが、16日に道が方針を発表して、次の日の17日17時から本町対策委員会会議を設けられ、18日から施設使用停止になったが、翌日の午前中からある施設で会議があって、施設利用できない旨の連絡がうまく伝達されていなかった。今後、使用禁止、停止の連絡をスムーズに不便かけないような伝達ができないのか。緊急時の手引きを作ったらいいのでは。

**教育部長（山端 広和）** 町全体に関わることだと思いますが、7都府県から道まで広げたのが16日で、特に対策が必要とする同日記者会見がありましたが、その中で明確に施設等のことを示されませんでした。道のタイミングを見計らって本部会議が開かれていることをご理解いただきたいと思います。その中で本部会議終了後、利用団体等に午後7時ごろ連絡しました。連休の中で対策本部が開かれるのでそういった措置を考えたいところではありますが、施設については1市3町の枠組みがあります。どこかが1つ、開館することになったらそこに集中してしまうので、お互いの町のタイミングなど調整した中で対応しなければならないのご理解いただきたいと思います。早急に決まったことに関しては、それぞれの所管の施設を管理していく側で、丁寧に説明をしていきたいと思っております。

**瀧本委員** 児童生徒に対する学習の遅れが懸念され、今後、道の感染の拡がり方にもよるが、夏休みの登校や休日登校は今後発生するのか。

**学校教育課長（宮田 哲）** 学校行事につきましては、1学期は見合わせることになりました。運動会や体育祭、宿泊学習など1学期の間は行わないことになりました。夏休みの登校については5月6日まで、緊急事態宣言で7日から学校再開を予定しております。今後、緊急事態宣言が長引いて、学校休業期間が長引いたりして分散登校などになった際には影響出てくるので、校長先生方と相談して夏休みをどうするか協議しないといけないと考えております。

**東委員** 教職員の在宅勤務や時差出勤はどのように仕事されているのか。

**学校教育課長（宮田 哲）** 教職員の在宅勤務の適用範囲を広げまして、もともとは妊婦さんや子どもの面倒を見ないといけない人が対象になっていましたが、緊急事態宣言が出ている地域のみになりますが、4月20日に改正しまして教職員全ての方が在宅勤務可能になりました。学校の業務に支障が出ない範囲で、教職員の3分の1は休みを取るよう通知したところであります。

**國安委員** オンライン授業などインターネットを使った取組が多くなってきていると思うが、受験生だけでもオンライン授業や、教職員の先生方はオンライン会議ができる体制づくりを町でやるといいのでは。

**学校教育課長（宮田 哲）** GIGAスクールに関係していると思いますが、校内のネットワーク整備については今年度工事をしたいと考えています。タブレットにつきましても今年度導入する予定であります。一部に導入だけではなく全児童生徒に導入する予定で進めております。オンライン会議は今後の検討課題として模索して考えていきたいと思っております。

**菅野教育長** 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、承認第7号、専決処分した事件の承認について、幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について説明を求めます。

**学校教育課長（宮田 哲）** 承認第2号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

議案書は2ページになります。

幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命につきましては、議案書2ページ後段に記載のとおり、幕別町教育研究所規程第5条の規定に基づき、任命するものでありますが、会議を開く暇がありませんでしたので、令和2年4月1日付けで、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

幕別町教育研究所につきましては、本町における教育の専門事項の調査研究と教職員研修の企画等を行っております。

任期は令和2年4月1日から2年間となっております。任期満了に伴う本年度、新たに任命するものであります。

はじめに、所長につきましては、幕別町教育研究所規程第5条第1号の規定に基づき、白人小学校校長、山田知史氏を任命いたしました。また、副所長及び所員については、幕別町教育研究所規程第5条第2号の規定により、山田所長の推薦により、副所長には糠内中学校教頭の本間幸信氏を、所員には幕別小学校教諭の國木勇輔氏、白人小学校教諭の喜多翼氏、札内南小学校教諭の竹山大輔氏、札内北小学校教諭の永山靖代氏、幕別中学校教諭の角田裕司氏、札内中学校教諭の鈴木悠次郎氏、札内東中学校教諭の川人美波子氏、忠類中学校教諭の加藤心氏の副所長1名、所員8名を任命したものであります。

任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご承認のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします、承認第7号について、原案のとおり承認しました。

次に、日程第6、議案第35号、学校運営協議会委員の任命について説明を求めます。

**学校教育課長（宮田 哲）** 議案第35号、幕別町学校運営協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

幕別町学校運営協議会委員の任命について、幕別町学校運営協議会規則第3条の規定により、任命するものでありますが、PTAの役員改選により、3名の委員が変更になったことによる任命であります。

糠内学園、橋詰一也氏、さつない学園、堀田和彰氏と高橋裕之氏であります。

なお、任期は令和2年5月1日から、前任の残任期間であります、令和3年1月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご承認のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第35号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。）

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第35号につきましては原案のとおり可決しました。

次に日程第7、議案第36号、幕別町スポーツ推進委員の委嘱について説明を求めます。

**生涯学習課長（石田 晋一）** 議案第36号、幕別町スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

議案書の4ページになります。

下段にスポーツ基本法を掲載させていただいておりますが、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項におきまして、市町村の教育委員会は、スポーツの推進体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツへの深い関心と理解を有し、職務に対する熱意と能力を有する者の中から委嘱するものとされております。

また、同条第2項におきまして、スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を行うものとされております。

5ページになりますが、幕別町スポーツ推進委員規則第2条におきまして、スポーツ推進委員の職務を規定するとともに、第3条におきまして、委員の定数を12名以内、第4条におきまして、委員の任期を2年としているところであります。

この度、この2年の任期が今月末をもって終了いたしますことから、5月1日からの推進委員の委嘱について、ご提案するものであります。

4ページの12人のうち、6番の方が今回新たに推進委員になられる方で、他の11人の方につきましては、継続での委嘱となります。

任期は、令和2年5月1日から令和4年4月30日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第36号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第36号については原案どおり可決しました。

次に、日程第8、議案第37号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますがこのほか、事務局からなにかございませんか。

学校教育課長(宮田 哲) 私からご報告させていただきます。別でお配りしております、A4 2枚のホチキス止めの資料がございますでしょうか。

まずはじめに、令和2年度の全国学力・学習状況調査についてですが、こちらについては令和2年1月29日開催の第1回教育委員会会議で、令和2年4月16日に町内全ての小中学校で実施する旨報告し、承認をいただいております。

お配りしております、資料1枚目の裏面をご覧くださいと思います。こちらは令和2年4月17日付けの文科省通知でございます。本文の3行目になりますが、このたび新型コロナウイルス感染症に係る、その後の状況及び学校教育への影響等を考慮し、今年度は全国学力・学習状況調査を実施しないこととしたところであり、これに基づきまして、令和2年度の全国学力・学習状況調査は中止となったという通知でございます。

併せまして2枚目でございます。こちらは令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてでございます。こちらの2枚目の裏面をご覧くださいと思います。こちらがスポーツ庁からの通知でございます。本文の3行目になりますが、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染状況や、学校の再開状況、学校現場の負担軽減等を踏まえて、今年度は実施しないこととしますという中止の通知でございます。これに基づきまして町教委としては、各学校にこの中止通知を発出したというところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 このことについて、何か皆様からございますでしょうか。

(ありません。)

菅野教育長 この他、何か皆様からございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第5回教育委員会会議を閉じます。